

(在校生用)

令和2年3月18日

保護者の皆様へ

旭川市立大有小学校
校長 玉井 一行

臨時休業に伴う学校給食費の取扱いについて

日頃から、学校運営に対し、御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、先日、旭川市教育委員会から臨時休業に伴う学校給食費の返金などの取扱いについての連絡がありましたが、納入済みの給食費について、次のとおり次年度の給食費に充当することといたしました。

不明な点がありましたら、旭川市教育委員会学校保健課（26-1385）又は学校までお問合せください。 これからも、引き続き学校運営に御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

1 充当対象の方

2月27日～3月25日までの給食費を納入されている方

2 次年度の給食費に充当する額

4,675円（1日分の食単価275円×17食）

3 充当月

4月分の給食費に充当します。

（4月分給食費の納入額は605円になります。）

4 その他

3月で転校される方は、学校給食費の口座振替を行っている口座に返金します。

また、生活保護家庭は、市の規定により次年度の給食費に充当できないことから、返金させていただきます。

(連絡先)

旭川市立大有小学校
電話 51-4167